

税 第 3 0 4 号
令和7年9月24日

就労選択支援該当事業所 御中

島根県総務部税務課長
島根県健康福祉部障がい福祉課長

就労選択支援事業を経営する方が所有する自動車に係る
自動車税種別割の課税免除について

島根県では、社会福祉政策を進める観点から、一定の要件を満たした場合、申請によって自動車税種別割を課税免除しています。

この度、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正により、第2種社会福祉事業を経営する方が所有する自動車に係る自動車税種別割の課税免除制度を改正しました。

課税免除の申請方法等は別添チラシのとおりですので、留意していただきますようお願いいたします。

島根県総務部税務課
課税第二係 原
TEL：0852-22-5892
FAX：0852-22-6038
E-mail：zeimu@pref.shimane.lg.jp